

個人企業経済調査・経済センサス-活動調査 調査票の記入のしかた

調査票の記入を始める前に、本書をよくお読みください。

調査票は、**本年6月1日現在**で記入してください。

調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されています。

これは、みなさまの記入負担を少しでも軽くするため、「令和3年経済センサス-活動調査」等の結果をもとに印字したものです。

調査票第1面 **11**欄は、**令和7年分の確定申告書類(青色申告決算書など)からの転記が可能です。あらかじめお手元にご用意の上、ご回答ください。**

記入する際の注意点

- 黒又は青のボールペンではっきりと記入してください。
- 記入した内容を訂正する場合は、二重線で消して訂正してください。
- 数字を記入する欄について、**金額がない場合や該当者がいない場合は、空欄にせず、「0」と記入**してください。


<提出期限>

本年6月末日までにインターネット又は郵送によりご回答ください。

- ※ インターネットで回答する場合は、同封の『インターネット回答利用ガイド』も併せてご覧ください。
- ※ 郵送で回答する場合には、記入の済んだ調査票を、同封の『調査票提出用封筒』に入れて投函してください。(切手は不要です。)

調査に関するお問合せ・ご質問は

個人企業経済調査・経済センサス-活動調査 実施事務局

 **0120-492-048** (通話料無料)

I P電話などフリーダイヤルに接続できない場合 **03-6262-7456** (有料)

【受付時間】 **9:00～18:00** (土・日・祝日を除く)

※おかけ間違いのないようご注意ください。

※ I P電話などフリーダイヤルに接続できない場合は、所定の通話料金となります。

※ 本調査は、業務の一部を個人企業経済調査・経済センサス-活動調査共同企業体(株式会社サーベイリサーチセンター、株式会社インテージリサーチ)へ委託し、実施しています。

調査票を記入する際に参照するページは、以下のとおりです。

※複数の事業所がある場合は、この事業所についてのみ記入してください。

調査票記入者の連絡先、

- 1 欄 名称及び電話番号、
- 2 欄 所在地、
- 3 欄 この場所での事業所の開設時期は、本書4・5ページを参照してください。

- 4 欄 この事業所の従業員数、
- 5 欄 事業主の年齢、
- 6 欄 後継者の有無、
- 7 欄 この事業所の主な事業の内容は、本書6・7ページを参照してください。

- 13 欄 設備投資の有無及び取得額、
- 14 欄 受託の状況は、本書16・17ページを参照してください。

8 欄 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等は、本書8・9ページを参照してください。

9 欄 主な事業以外の事業収入の有無、
10 欄 従業者の採用・離職状況は、
本書10・11ページを参照してください。

11 欄 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目、
12 欄 相手先別収入割合は、
本書12～15ページを参照してください。

- 15 欄 チェーン組織への加盟の有無、
- 16 欄 パーソナルコンピュータの使用の有無、
- 17 欄 営業（操業）日数及び時間、
- 18 欄 営業用土地・建物の所有形態、
- 19 欄 営業用建物と自宅用建物の別、
- 20 欄 事業経営上の問題点、
- 21 欄 今後の事業展開、
- 22 欄 法人化の予定は、
本書18・19ページを参照してください。

第1面

第2面

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

調査票記入者の連絡先

記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の氏名等を記入してください。

フリガナ	トウケイ ツヨシ
記入者氏名	統計 強
部署名	
電話番号	(03) 1234 - 1234 (内線:)

1 名称及び電話番号 ● 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ● 番号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	フリガナ	トウケイショウテン ショップトウケイ	
	正式名称	統計商店 ショップ統計	
2 所在地 ● 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ● 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に「〇〇構内」(〇〇は入居先の事業所名)と記入してください。	通称名	チェーンマート新宿店	
	電話番号(代表)	(03) 1234 - 1234	
3 この場所での事業所の開設時期 ● 〇印の印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を〇で囲んでください。	郵便番号	東京都	新宿区
	町丁・字・番地・号	若松町3丁目2-1 若松第3ビル 1階	
4 ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)	ビル・マンション名等	若松第3ビル 1階	
	ビル・マンション名等	若松第3ビル 1階	
5 この場所での事業所の開設時期 ● 〇印の印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を〇で囲んでください。	1	2	3
	4	5	6

1 名称及び電話番号

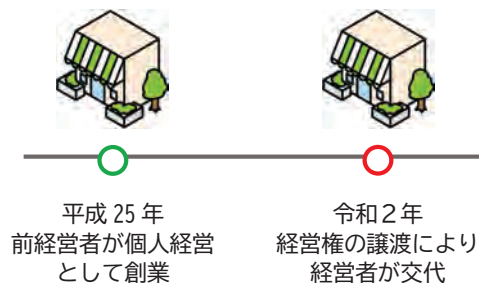
- 1 名称は、略称ではなく正式名称となっているかを確認します。
(店舗等の名称を特に持たない場合は、事業主の氏名となっているかを確認します。)
- 2 正式名称に変更がある場合は、「フリガナ」欄についても変更後の正式名称をカタカナで記入してください。(英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についてもフリガナを記入してください。)
- 3 通称名とは、屋号などをいいます。フランチャイズ・チェーン店の場合は、チェーン店の名称・店舗名となっているかを確認します。

2 所在地

- 3 番地・号は、例えば「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように修正しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。
[例] ○ 若松町3丁目2番1号
○ 若松町3丁目2-1
× 若松町3-2-1
- 4 ビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄がそのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)となっているかを確認します。
- 他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄が「〇〇構内」(〇〇は入居先の法人名と事業所名)となっているかを確認します。

3 この場所での事業所の開設時期

- 5 この事業所が現在の場所で事業を始めた時期となっているかを確認します。
- 個人経営の事業所で、経営権の譲渡により経営者が交代した場合は、その時期を開設時期としてください。(ただし、相続により引き継いだ場合は該当しません。)



記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入する際の注意点
 該当者がいない場合は、空欄にせず、「0」と記入します。

4 この事業所の従業者数

6月1日現在の従業者数を記入してください。該当者がいない場合は、

1 この事業所に所属する従業者数

区分	(1) この事業所に所属する従業者数					(2) 受入者			
	① 個人業主 (個人経営の事業主で、実際にこの事業所を営んでいる人)	② 個人業主の家族で無給の人 (個人業主の家族で資金や給与を受けずに常時従事している人)	③ 無期雇用者 (期間を定めていない人(定年制も含む))	④ 有期雇用者 (1か月以上)の期間を定めて雇用している人	⑤ 臨時雇用者 (1か月未満、日々雇用)	⑥ 合計 (①～⑤の合計)	⑦ 送出者 (⑥合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	⑧ 出向	⑨ 派遣
男	1人	0人	1人	0人	0人	2人	0人	0人	0人
女	0人	1人	2人	0人	0人	3人	0人	0人	0人

該当者がいない場合は、「0」と記入します。

5 事業主の年齢

該当する番号を○で囲んでください。

1	2	3	4	5	6	7
30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上

6 後継者の有無

該当する番号を○で囲んでください。

1	2
後継者がいる	後継者がいない

7 この事業所の主な事業の内容

「調査票の記入のしかた」20～22ページの記入例を参照し、できるだけ詳しく記入してください。
 ※ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

(1) 主な事業の内容 この事業所で行っている事業のうち令和7年1月から12月までの1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください。	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目 左記(1)の主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください。
2 【M宿泊・飲食】弁当屋 (注文を受けて調理)	1 からあげ弁当 2 幕の内弁当 3 しょうが焼き弁当
(3) 事業の業態 上記(1)の主な事業の内容が、製造品の出荷・加工、卸売・小売、飲食サービス、建設の場合は、該当する事業の業態を「調査票の記入のしかた」23ページに掲載されている「業態コード」から記入してください。必ず2桁で記入してください。	3 10

必ず2桁で記入してください。

7 この事業所の主な事業の内容

2 あらかじめ印字されている事業の内容(上記の調査票記入例では、「弁当屋(注文を受けて調理)」の箇所)に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。主な事業の内容の記入に当たっては、本書20～22ページの記入例を参照し、できるだけ詳しく記入してください。

(1) 主な事業の内容 この事業所で行っている事業のうち令和7年1月から12月までの1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください。	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目 左記(1)の主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください。
【M宿泊・飲食】弁当屋 (注文を受けて調理) 惣菜の小売 (作り置き)	1 からあげ弁当 からあげ 2 幕の内弁当 菓子パン 3 しょうが焼き弁当 おにぎり

【例】注文を受けてから調理する弁当を提供していた事業所が、主に調理済みの惣菜を販売する事業所となった場合
 ※販売している品目分かるように記入します。
 ※調理済みの料理品を販売している場合は、その旨を記入します。

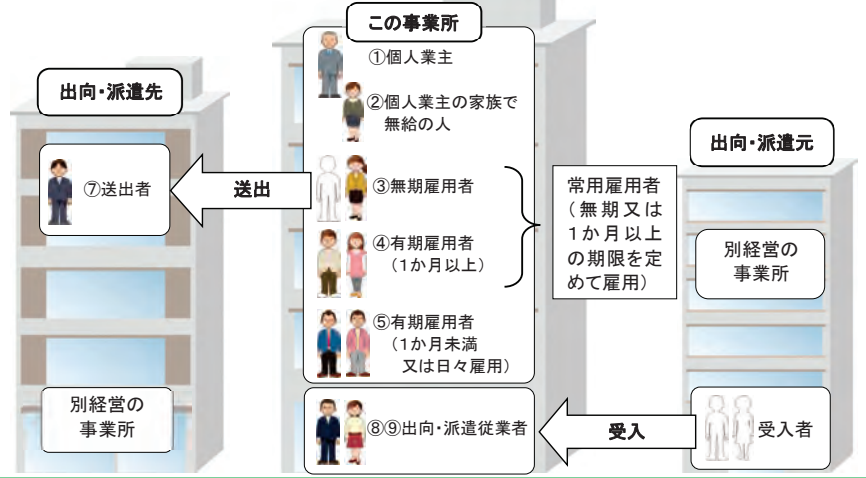
- 複数の事業を行っている場合は、昨年1年間(1月から12月まで)の収入金額又は販売金額が最も多い事業を記入します。
- 事業の業態の記入に当たっては、本書23ページに記載されている「業態コード」を記入してください。

4 この事業所の従業者数

1 令和8年6月1日現在で、「(1) この事業所に所属する従業者数」について、下記を参考に各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑥合計」欄に記入してください。また、「⑦送出者」欄及び「(2)受入者」欄については、下図の「事業所の従業者数の説明」を参考にしてください。

(1) この事業所に所属する従業者数	①個人業主 ○個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人のみを個人業主とし、他の人は「③無期雇用者」としてください。 ※個人業主欄には2以上の記載をしないでください。
②個人業主の家族で無給の人	○個人業主の家族で、資金や給与を受けずに、常時従事している人×家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。
常用雇用者	③無期雇用者 ○雇用契約期間を定めていない人(定年まで雇用される場合も含む。)
④有期雇用者(1か月以上)	○1か月以上の期限を定めて雇用している人
臨時雇用者	⑤有期雇用者(1か月未満、日々雇用) ○1か月未満の期限を定めて雇用している人又は日々雇用している人
⑥合計	○「⑧出向」又は「⑨派遣」の受け入れ者のみ場合は「0」と記入してください。
⑦送出者(⑥合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	○労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人
(2) 受入者	⑧出向 ○在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人
⑨派遣	○労働者派遣法でいう派遣労働者で、この事業所で働いている人×別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含まれません。(別経営の事業所の従業者となります。)

※「③無期雇用者」～「⑤有期雇用者(1か月未満、日々雇用)」は、正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約期間の定めに応じて記入してください。
 <事業所の従業者の説明(送出者及び受入者)>



● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入する際の注意点

該当者がいない場合は、空欄にせず、「0」と記入します。

・フランチャイズ・チェーン店の場合、フランチャイズ・チェーンの本部は別経営の事業所であり、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。
 ・親会社は「本所・本社・本店」ではありません。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

(1) 単独事業所・本所・支所の別

- 囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- フランチャイズ・チェーン(F.C)加盟店についてはF.C本部とは独立した組織となるため、F.C本部の支所とはなりません。

1 単独事業所
 (他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。)

2 本所・本社・本店
 (他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含みます。)

3 支所・支社・支店
 (他の場所にある本所の統括を受けている事業所。)

記入おわりです。

(2) 企業全体の常用雇用者等数及び支所数

① 常用雇用者等数 * 該当者がいない場合は、空欄にせず「0」と記入してください。

	個人業主の家族で無給の人	常用雇用者	臨時雇用者
男	0 人	3 人	0 人
女	1 人	4 人	0 人

個人業主の家族で無給の人
 ※個人業主の家族で賃金や給与を受けず、常時従事している人

常用雇用者
 ※期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇用している人

臨時雇用者
 ※雇用期間が1か月未満又は日々雇用している人

② 支所数 * 国内又は海外に支所がない場合は、空欄にせず「0」と記入してください。

	国内	海外(現地法人は除く)
常用雇用者	7 人	0 人
支所数	1 事業所	0 事業所

(3) 企業全体の主な事業の内容

※ 調査票の記入のしかた)20~22ページの記入例を参照し、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容	生産品、取扱商品又は営業種目
惣菜の小売(作り置き)	① からあげ ② 菓子パン ③ おにぎり

該当者がいない場合は、「0」と記入します。

(2) 企業全体の常用雇用者等数及び支所数 **本所・本社・本店のみ記入**

<① 常用雇用者等数>

- 支所・支社・支店を含めた企業全体の人数(個人業主を除く)を記入します。
- 各区分に該当する従業者は、以下のとおりです。

個人業主の家族で無給の人	○個人業主の家族で、賃金や給与を受けず、常時従事している人 ×家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。
常用雇用者	○雇用契約期間を定めずに雇用している人(定年まで雇用される場合を含む。) ○1か月以上の期間を定めて雇用している人
臨時雇用者	○1か月未満の期間を定めて雇用している人又は日々雇用している人

※「常用雇用者」及び「臨時雇用者」は、正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約期間の定めに応じて記入してください。

- 労働者派遣法という派遣労働者で、この個人企業で働いている人は、従業者数には含めません。

<② 支所数>

- 支所数には、支所・支社・支店、工場、営業所などのほか、従業者がいる倉庫や福利厚生施設なども含めます。
- 以下については、支所数には含めません。

- ・本所・本社・本店
- ・経営主体が異なるフランチャイズ方式の加盟店(ただし、フランチャイズ・チェーンに加盟して複数の店舗を運営している場合は、それらを支所・支社・支店に含めます。)
- ・百貨店などと「消化仕入(売上仕入)」の契約を結んで、出店している売場(テナントでないもの)
- ・建築現場や建築業における現場事務所など
- ・ボランティアや無給の従業者のみの事業所
- ・無人ATMなど

(3) 企業全体の主な事業の内容 **本所・本社・本店のみ記入**

- 支所・支社・支店を含めた企業全体の主な事業の内容を記入してください。あらかじめ印字されている場合は、内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。主な事業の内容の記入に当たっては、本書20~22ページの記入例を参照し、できるだけ詳しく記入してください。
- 複数の事業を行っている場合は、昨年1年間(1月から12月まで)の収入金額又は販売金額が最も多い事業を記入します。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

(1) 単独事業所・本所・支所の別

1. 単独事業所

・他の場所に、同一経営の本所や支所等を持たない1企業又は1組織で1事業所の場合は、「単独事業所」となります。



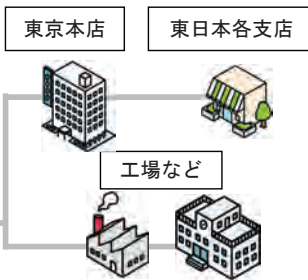
2. 本所・本社・本店

・他の場所に、同一経営の支所等があつて、経営主体全体を統括する事業所は、「本所・本社・本店」となります。
 ・1企業に「本社・本所・本店」は一つだけです。本社が2か所以上に分かれている場合は、代表者のいる事業所を「本所・本社・本店」とし、それ以外を「支所・支社・支店」とします。



3. 支所・支社・支店

・「本所・本社・本店」等から統括を受けている事業所は、「支所・支社・支店」となります。
 ・下の例のように名称に本店とあつても、他の事業所から統括を受けていれば、「支所・支社・支店」となります。



9・10欄は、**行っている事業全体**について記入してください。

9～14は、行っている事業全体について記入してください。

9 主な事業以外の事業収入の有無
 ・該当する番号を○で囲んでください。
 【例】 主な事業として酒小売を行っているがそれ以外の事業としてクリーニングの取次も行っている。

10 従業員の採用・離職状況
 ・令和7年6月1日から令和8年5月31日までの常用雇用者の採用者と離職者の延べ人数を記入してください。
 ・該当者がいない場合は、空欄にせず「0」と記入してください。

7(1)又は8(3)の主な事業以外に事業収入はありますか ※主な事業とは、8(1)が「単独事業所」の場合は7(1)の「主な事業の内容」、11(1)が「本所・本社・本店」の場合は8(3)の「主な事業の内容」をいいます。

1 有る 2 ない

総採用者数 / 人 総離職者数 0 人

該当者がいない場合は、「0」と記入します。

主な事業 とは

● 8欄(1)が「単独事業所」の場合

7欄「(1) 主な事業の内容」

7 この事業所の主な事業の内容 「調査票の記入のしかた」20～22ページ ※印字されている場合、内容に変更が

(1) 主な事業の内容
 ・この事業所で行っている事業のうち令和7年1月から12月までの1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください。

【M 宿泊・飲食】 弁当屋（注文を受けて調理）

主な事業とは、「**弁当屋（注文を受けて調理）**」の箇所をいいます。

● 8欄(1)が

「本所・本社・本店」の場合

8欄「(3) 企業全体の主な事業の内容」

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

(1) 単独事業所、本所、支所の別 ※囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消

(3) 企業全体の主な事業の内容
 ・「調査票の記入のしかた」20～22ページの記入例を参照し、できるだけ詳しく記入して
 主な事業の内容

【M 宿泊・飲食】 弁当屋（注文を受けて調理）

<主な事業以外の事業収入の有無>

以下の手順により記入してください。

手順①

主な事業以外に事業収入が

ある

ない

手順②

主な事業以外に事業収入がある場合は、その事業の産業区分が下表「産業区分表」のいずれに該当するかを確認します。

産業区分表

A 農 林 業	G 情 報 通 信	M 宿 泊 ・ 飲 食
B 漁 業	H 運 輸 業	N 生 活 関 連 ・ 娯 楽
C 鉱 業	I 卸 ・ 小 売	O 教 育
D 建 設 業	J 金 融 ・ 保 険	P 医 療 ・ 福 祉
E 製 造 業	K 不 動 産 ・ 物 品 賃 貸	Q 郵 便 局 受 託 業
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道	L 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	R そ の 他

各産業区分の説明及び内容例示については、本書 24～25 ページ参照

調査票の「ない」を選択します。

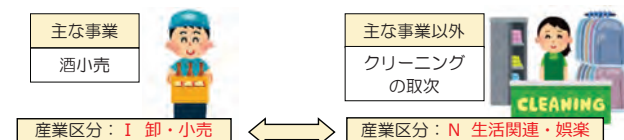
手順③

調査票に あらかじめ印字された「主な事業」の産業区分※（【 】書き箇所）を確認し、以下のとおり調査票に記入します。

※「主な事業」を変更した場合は、変更後の主な事業の内容が手順②の産業区分のいずれに該当するかを確認します。

ア「主な事業」と「主な事業以外の事業」が異なる産業区分の場合

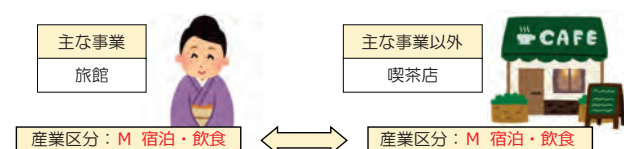
【例】 主な事業として酒小売（I 卸・小売）を行っているが、それ以外の事業としてクリーニングの取次（N 生活関連・娯楽）も行っている。



産業区分が、【I 卸・小売】と【N 生活関連・娯楽】で異なる場合は、調査票の「**ある**」を選択します。

イ「主な事業」と「主な事業以外の事業」が同一の産業区分の場合

【例】 主な事業として旅館（M 宿泊・飲食）を営んでいるが、それ以外の事業として喫茶店（M 宿泊・飲食）も行っている。



産業区分が、どちらも【M 宿泊・飲食】で同じ場合は、調査票の「**ない**」を選択します。

11・12欄は、**行っている事業全体**について記入してください。

青色申告の場合

※白色申告の場合は、本書14～15ページを参照してください。

11 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

- **令和7年分の確定申告書類からの転記が可能**です。
各調査項目と「確定申告書類」との対応は、本書12～15ページの記入例及び対応表の科目番号を参照してください。確定申告書類が複数ある場合は、合算した金額を記入します。
- **e-Tax（「国税電子申告・納税システム」）で確定申告を行った場合は、e-Tax からダウンロードしたデータを利用すると、回答が自動で入力**されます。データの利用方法はインターネット回答の回答画面の**取り込み方法を見る** から確認できますので、併せてご確認の上、ご利用ください。

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	円
①売上（収入）金額			1	1	9	0	8	
②仕入金額			5	7	4	0	0	000
③令和7年12月31日現在の棚卸高			1	0	3	4		
④令和6年12月31日現在の棚卸高			9	6	6			000
⑤経費計			2	3	4	2		000
⑥租税公課			6	6	5			000
⑦損害保険料			3	8				000
	億	千万	百万	十万	万	千	円	
⑧減価償却費					2	1		
⑨福利厚生費						0	000	
⑩給料賃金（専従者給与を除く）			1	2	1	2	000	
⑪外注工賃					9	9	000	
⑫利子割引料						0	000	
⑬地代家賃						0	000	
⑭専従者給与						8	40000	

12 相手先別収入割合

● **あらかじめ記入欄に「***」が印字されている場合は、記入の必要はありません。**

- **11欄「①売上（収入）金額」を100（%）とした割合（小数点以下四捨五入）で記入**してください。
- 「①個人（一般消費者）」
 - ・一般消費者から得た収入について記入してください。他の事業者・事業所から得た収入を含めません。
 - ・農林漁家から一般消費者として得た収入はここに含めます。ただし、農業機械の賃貸収入など農林漁家の事業に対するサービスは「②個人以外」に含めます。
 - ・クリーニング、デジタル画像のプリント又は写真（現像・焼付・引伸）などの取次業については「②個人以外」に含めます。
 - ・旅行者から支払われた宿泊費などは「②個人以外」に含めます。
- 「②個人以外」
 - ・民間の企業・団体や国、地方公共団体などの事業所との取引などによる収入について記入してください。

記入する際の注意点

- ・営業期間が1年に満たない場合であってもそのまま記入します。
- ・金額は千円単位で記入します。（千円未満を四捨五入してください。）
- ・「〒」記号は記入しないでください。
- ・**金額がない場合は、空欄にせず、「0」と記入**します。

<青色申告（一般用）と調査項目の対応表>

調査項目	科目	調査項目	科目
①売上(収入)金額	①	⑧減価償却費	⑮
②仕入金額	③	⑨福利厚生費	⑮
③令和7年12月31日現在の棚卸高	⑤	⑩給料賃金(専従者給与を除く)	⑮
④令和6年12月31日現在の棚卸高	②	⑪外注工賃	⑮
⑤経費計	⑮	⑫利子割引料	⑮
⑥租税公課	⑧	⑬地代家賃	⑮
⑦損害保険料	⑮	⑭専従者給与	⑮

令和07年分所得税青色申告決算書（一般用）

科目	金額(円)	科目	金額(円)
①売上(収入)金額	11,908,239	⑧減価償却費	21,300
②仕入金額	5,740,123	⑨福利厚生費	0
③令和7年12月31日現在の棚卸高	1,034,000	⑩給料賃金(専従者給与を除く)	1,212,420
④令和6年12月31日現在の棚卸高	966,000	⑪外注工賃	99,000
⑤経費計	2,342,000	⑫利子割引料	0
⑥租税公課	665,000	⑬地代家賃	0
⑦損害保険料	380,000	⑭専従者給与	84,000
⑧減価償却費	21,300		
⑨福利厚生費	0		
⑩給料賃金(専従者給与を除く)	1,212,420		
⑪外注工賃	99,000		
⑫利子割引料	0		
⑬地代家賃	0		
⑭専従者給与	84,000		
⑮経費計	2,342,210		
⑯所得金額	2,566,229		

※「一般用」以外（例えば「不動産所得用」など）の確定申告様式で申告を行っている場合は、「一般用」を参考に記入してください。

11・12欄は、行っている事業全体について記入してください。

白色申告の場合

※青色申告の場合は、本書12~13ページを参照してください。

11 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

- 令和7年分の確定申告書類からの転記が可能です。
各調査項目と「確定申告書類」との対応は、本書12~15ページの記入例及び対応表の科目番号を参照してください。確定申告書類が複数ある場合は、合算した金額を記入します。
- e-Tax（「国税電子申告・納税システム」）で確定申告を行った場合は、e-Tax からダウンロードしたデータを利用すると、回答が自動で入力されます。データの利用方法はインターネット回答の回答画面の「取り込み方法を見る」から確認できますので、併せてご確認の上、ご利用ください。

11 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目	
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額等について記入してください。（千円未満は四捨五入） ● 消費税を含む金額を記入してください。 ● 金額がない場合は、空欄にせず「0」と記入してください。 	
調査項目	金額
①売上（収入）金額	11908000
②仕入金額	5740000
③令和7年12月31日現在の棚卸高	1034000
④令和6年12月31日現在の棚卸高	966000
⑤経費計	2342000
⑥租税公課	665000
⑦損害保険料	38000
⑧減価償却費	21000
⑨福利厚生費	0000
⑩給料賃金（専従者給与を除く）	1212000
⑪外注工賃	99000
⑫利子割引料	0000
⑬地代家賃	0000
⑭専従者給与	84000

白色申告「⑤経費計」の金額

金額がない場合は、「0」と記入します。

12 相手先別収入割合

- あらかじめ記入欄に「***」が印字されている場合は、記入の必要はありません。

- 11欄「①売上（収入）金額」を100（%）とした割合（小数点以下四捨五入）で記入してください。
- 「①個人（一般消費者）」
 - ・一般消費者から得た収入について記入してください。他の事業者・事業所から得た収入を含めません。
 - ・農林漁家から一般消費者として得た収入はここに含めます。ただし、農業機械の賃貸収入など農林漁家の事業に対するサービスは「②個人以外」に含めます。
 - ・クリーニング、デジタル画像のプリント又は写真（現像・焼付・引伸）などの取次業については「②個人以外」に含めます。
 - ・旅行者から支払われた宿泊費などは「②個人以外」に含めます。
- 「②個人以外」
 - ・民間の企業・団体や国、地方公共団体などの事業所との取引などによる収入について記入してください。

記入する際の注意点

- ・営業期間が1年に満たない場合であってもそのまま記入します。
- ・金額は千円単位で記入します。（千円未満を四捨五入してください。）
- ・「¥」記号は記入しないでください。
- ・金額がない場合は、空欄にせず、「0」と記入します。

<白色申告（一般用）と調査項目の対応表>

調査項目	科目	調査項目	科目
①売上（収入）金額	④	⑧減価償却費	⑬
②仕入金額	⑥	⑨福利厚生費	⑮
③令和7年12月31日現在の棚卸高	⑧	⑩給料賃金（専従者給与を除く）	⑪
④令和6年12月31日現在の棚卸高	⑤	⑪外注工賃	⑫
⑤経費計	⑮	⑫利子割引料	⑯
⑥租税公課	①	⑬地代家賃	⑮
⑦損害保険料	⑦	⑭専従者給与	⑳

令和07年分収支内訳書（一般用）

令和7年12月31日現在の棚卸高

令和6年12月31日現在の棚卸高

①売上（収入）金額

②仕入金額

⑦損害保険料

⑨福利厚生費

⑩給料賃金（専従者給与を除く）

⑪外注工賃

⑫減価償却費

⑬地代家賃

⑭利子割引料

⑮租税公課

⑰専従者給与

※「一般用」以外（例えば「不動産所得用」など）の確定申告様式で申告を行っている場合は、「一般用」を参考に記入してください。

13・14欄は、**行っている事業全体**について記入してください。

記入上の注意

- ・金額は千円単位で記入します。(千円未満を四捨五入してください。)
- ・「¥」記号は記入しないでください。
- ・金額がない場合は、**空欄にせず、「0」と記入**します。

13 設備投資の有無及び取得額

令和7年1月から12月までの1年間に
行った設備投資の有無について、該当する
番号を○で囲んでください。
取得額(減価償却前の額)を記入してく
ださい。
消費税を含む金額を記入してください。
金額がない場合は、空欄にせず「0」と
記入してください。

1 設備投資を行った		2 設備投資を行わなかった	
	億	千万	万
新規設備取得額(土地を除く)	1	2	50
1 うち有形固定資産	1	2	50
うち車両・機械・工具・器具・備品	8	5	0
3 うち無形固定資産(ソフトウェアのみ)			0
中古設備取得額(土地を除く)			0

(千円未満四捨五入)

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの
建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属
設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの
手付金を含めます。

取得額が最も多かった時期はいつですか

1 1～3月	2 4～6月
3 7～9月	4 10～12月

金額がない場合は、
「0」と記入します。

14 受託の状況

令和7年1月から12月までの1年間の
受託(※)の状況について、該当する番号
を○で囲んでください。
※受託とは、他社が行う製造・修理・
役務提供等を請け負うことをいいます。
ただし、コンビニエンスストアなど、
フランチャイズ等の形態や建設工事の
受託は除きます。

受託の有無

1 受託があった

2 受託がなかった

(設問 13へ)

受託の内容に該当する番号すべてを○で囲んでください

1 製造の受託	他社が販売する物品・製造請負品・部品・原材料、他社の自己使用する物品・金型などの製造を請け負うこと
2 修理の受託	他社が請け負っている部品の修理、他社の自己使用する物品の修理を請け負うこと
3 情報成果物作成の受託	他社が行うプログラム作成、テレビ番組作成、工業デザイン、グラフィックデザインの提供などを請け負うこと
4 役務提供の受託(上記以外)	他社が行う運送・物品の倉庫保管、情報処理、メンテナンス(ビル、自動車、機械等)、顧客サポート(アフターサービス、コールセンター等)などの役務提供を請け負うこと

受託額の売上げに占める割合(金額ベース)で
該当する番号を○で囲んでください

1 50%未満	2 50%以上100%未満
2 50%以上100%未満	3 100%

その受託の大半は
特定の1企業からですか

1 はい	2 いいえ
------	-------

13 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産」には、令和7年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
 - 有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。
 - 建設仮勘定からの振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 有形固定資産のうち、「車両・機械・工具・器具・備品」は、取得額が最も多かった時期として該当する番号を○で囲んでください。
- 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、令和7年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入します。
 - 固定資産に計上したリース物件のうち、令和7年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
 - 以下については、設備投資には含めません。
 - 建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - 店舗併用住宅の居住用部分

14 受託の状況

- 受託の内容のそれぞれの項目に該当する具体例は以下のとおりです。
- | | |
|----------------------|--|
| 製造の受託 | <ul style="list-style-type: none"> 大型スーパーから、食品加工を請け負うこと 自動車メーカーから、自動車部品の製造を請け負うこと 電気器具メーカーから、部品の製造に用いる金型の製造を請け負うこと 建設会社から、建築材の原材料の製造を請け負うこと 出版社から、書籍の印刷を請け負うこと |
| 修理の受託 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車ディーラーから、自動車修理を請け負うこと 家電量販店から、商品の保証期間中のユーザーに対して行われる修理を請け負うこと |
| 情報成果物作成の受託 | <ul style="list-style-type: none"> 建築事務所から、建築設計図面の作成を請け負うこと 広告会社から、ポスターデザインの一部の作成を請け負うこと ソフトウェア開発会社から、消費者に販売するゲームソフトのプログラムの一部を作成を請け負うこと 家電製品製造業者から、家電製品の取扱説明書の内容の作成を請け負うこと |
| 役務提供の受託(上記以外) | <ul style="list-style-type: none"> 運送会社から、貨物運送のうち一部の経路における運送を請け負うこと 調査会社から、データ入力を請け負うこと ソフトウェア販売会社から、アフターサービスとして行われる問い合わせ対応などを請け負うこと 冠婚葬祭事業者から、冠婚葬祭式の司会進行、美容着付け等を請け負うこと |

- 「情報成果物」とは、以下のものをいいます。
 - 各種設計図・デザインなど文字・図形などにより構成されるもの
[例] 家電製品の取扱説明書、設計図、容器のデザイン、コンサルティングレポート
 - 各種プログラム
[例] 家電製品の制御プログラム
 - 映像・音声などにより構成されるもの
[例] アニメーション、ホームページ

15～22は、第1面7(1)又は8(3)の主な事業(※)について記入してください。

※主な事業とは、7(1)が「単独事業所」の場合は7(1)の「主な事業の内容」、7(3)の場合は8(3)の「主な事業の内容」をいいます。

15 チェーン組織への加盟の有無
 該当する番号を○で囲んでください。
 チェーン組織とは、フランチャイズチェーン又はポランチャーチェーンをいいます。

16 パーソナルコンピュータの使用の有無
 該当する番号を○で囲んでください。
 パーソナルコンピュータには、タブレット端末を含みます。

17 営業(操業)日数及び時間
 令和7年1月から12月までの1年間に
 ついて記入してください。
 複数の事業所がある場合は、収入額又は販売額の最も多い事業所について、記入してください。

18 営業用土地・建物の所有形態
 営業用に使っている土地・建物について、
 該当する番号を○で囲んでください。
 複数の事業所がある場合は、収入額又は販売額の最も多い事業所について、記入してください。

19 営業用建物と自宅用建物の別
 営業用に使っている建物と個人家主が住んでいる建物は別ですか。該当する番号を○で囲んでください。
 複数の事業所がある場合は、収入額又は販売額の最も多い事業所について、記入してください。

20 事業経営上の問題点
 当てはまる問題点は、該当する番号すべてを○で囲んでください。
 大きな問題点は、該当するもの一つだけ選び○で囲んでください。

21 今後の事業展開
 該当する主な項目の番号を一つだけ選び○で囲んでください。

22 法人化の予定
 該当する番号を○で囲んでください。

15～22欄は、調査票第1面の7欄(1)又は8欄(3)の主な事業※について記入してください。
 ※主な事業とは、8欄(1)が、「単独事業所」の場合は7欄(1)の「主な事業の内容」、
 「本社・本所・本店」の場合は8欄(3)の「主な事業の内容」をいいます。

17 営業(操業)日数及び時間

- 売上や仕入がない日(時間)があつたとしても、開店(操業)していれば、営業(操業)日数(時間)に含めます。
- 「(2)1日の平均営業(操業)時間」は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて記入します。

18 営業用土地・建物の所有形態

- 土地・建物には、資材置き場や倉庫などを含めます。
- 自己所有部分と借用部分がある場合は、面積などにより判断します。

20 事業経営上の問題点

- 「大きな問題点」は、「当てはまる問題点」で選択した項目の中から、一つだけ選択し、○で囲んでください。

21 今後の事業展開

- 当てはまる主な項目を一つだけ選択し、○で囲んでください。

「主な事業」の具体的な記入例

● 商品を販売している場合

- ・取り扱っている商品名と、卸売か小売かの別を記入してください。
- ・店舗を持たず、専らカタログ、テレビ、インターネット等の通信販売により個人から注文を受け、商品を販売している場合は、「〇〇の通信販売（無店舗）」と記入してください。
- ・調理済み弁当などを小売している場合は、「〇〇の小売（作り置き）」と記入してください。
- ・自ら製造を行わず、下請業者に製造（加工）させて、この個人企業の製品として卸売している場合は、「〇〇の卸売」と記入してください。
- ・各種商品を小売している場合は、コンビニエンスストア、スーパーなどと記入してください。
- ・製造販売で、卸売と小売の両方を行っている場合は、「〇〇の製造小売」などと、どちらが主な方が分かるように記入してください。

主な事業の内容	弁当の小売 (作り置き)	木材の卸売	コンビニエンスストア	和菓子の製造小売
生産品、取扱商品は営業種目	① からあげ弁当	① 木材	① 弁当	① まんじゅう
	② 幕の内弁当	②	② 飲み物	② だら焼き
	③ しょうが焼き弁当	③	③ 菓子	③

● 物品を製造（加工）している場合

- ・何を作っているのか（生産品の名称）、何から作っているのか(材料)、製品の用途、製造の方法などが分かるように記入してください。
- ・機械器具やプラスチック製品などを製造している場合は、その用途を記入してください。
- ・製造販売で、卸売と小売の両方を行っている場合は、「〇〇の製造卸売」などと、どちらが主な方が分かるように記入してください。

主な事業の内容	革製手袋の製造	電化製品用プラスチック製品の製造	魚肉加工品の製造卸
生産品、取扱商品は営業種目	① ゴルフ用	① テレビ用キャビネット	① かまぼこ
	② 野球用	② 電話機筐体	② ちくわ
	③ 防寒用	③ 電気掃除機筐体	③

● 土木・建築・設備工事を行っている場合

- ・単に「建設業」とのみ記入せず、**建築物の種類や工事の内容がわかるように**記入してください。
- ・工事の内容について、建築物や土木施設の工事全体を行うか、そのうちの一部の工事を請け負っているか、プレハブ工法で行うかなどが分かるように記入してください。
- ・土木工事を行っている場合は、舗装工事が、それ以外の工事が分かるように記入してください。
- ・住宅設備機器等の施工を行っているほか、それらの販売も行っている場合は、どちらが主な方が分かるように記入してください。

主な事業の内容	木造住宅の建築 (一式請負)	道路などの舗装工事の一式請負	風呂などの住宅設備機器の 卸売及び取付工事（卸売が主）
生産品、取扱商品は営業種目	① 木造住宅	① 道路の舗装	① 風呂の浴槽
	②	② 駐車場の舗装	② システムキッチン
	③	③	③ 洗浄機付きトイレ

調査票第1面の7欄(1)及び8欄(3)「主な事業の内容」にあらかじめ印字されている内容に変更がある場合は二重線で消し、以下の記入例を参考に変更後の事業内容を具体的に記入してください。

● 飲食サービス業の場合

- ・特定の料理を提供している場合は、**提供している飲食品の種類（イタリア料理、中華料理など）が分かるように**記入してください。**単に「飲食業」、「飲食店」「レストラン」のみ記入しないように**してください。
- ・客の注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達により提供している場合は、その旨を記入してください。
- ・店内（フードコートを含む）で飲食が可能か又は持ち帰り専門か若しくは配達専門かがわかるように記入してください。
- ・各種の料理を提供している場合は、「一般食堂」、「大衆食堂」、「ファミリーレストラン（各種料理）」などのように記入してください。

主な事業の内容	天ぷら料理店	持ち帰りすし店 (注文を受けて調理)	ファミリーレストラン（各種料理）
生産品、取扱商品は営業種目	① 天ぷら	① にぎり	① 日替わりランチ
	② 刺身	② 海鮮丼	② カレーライス
	③ ビール	③	③ パスタ

● 手技などによる施術を行っている場合

- ・主に施術を行う場合は、施術の内容とともに、**施術であることが分かるように**記入してください。
- ・主に美容・痩身を目的とするエステティック業の場合は、「エステティック業」、「エステティックサロン」などと記入してください。
- ・主に心身の緊張を弛緩させるための手技による施術を行う場合は、「リラクゼーション業（手技を用いるもので医業類似行為を除く）」と記入してください。

主な事業の内容	ヘッドセラピー (心身の緊張を弛緩)	エステティック業	リラクゼーション業 (手技を用いるもので医業類似行為を除く)
生産品、取扱商品は営業種目	① ヘッドセラピー	① 美顔	① 手技によるボディケア
	②	② 痩身	② 手技によるフットケア
	③	③ アロマオイルトリートメント	③ 手技によるハンドケア

● 不動産に関する事業を行っている場合

- ・**不動産の種類（住宅、事務所、店舗、土地など）のほか、これらについて売買しているか、賃貸しているか又はそれらの代理・仲介をしているかが分かるように**記入してください。
- ・マンションの管理を請け負っている場合は、「マンションの管理」と記入してください。

主な事業の内容	貸家業	アパート・マンションの賃貸の仲介	マンションの管理
生産品、取扱商品は営業種目	① アパート	① アパート	① マンション
	②	② マンション	②
	③	③ 一戸建て住宅	③

● 運輸事業の場合

- ・ 運送手段の種類（自動車、軽自動車、オートバイ、鉄道、航空機、船舶など）と運送する対象（人、物）、**特定荷主の運送などが分かるように**記入してください。
- ・ 貨物利用運送業の場合は、第一種利用運送業か第二種利用運送業かが分かるように記入してください。

主な事業の内容	乗り合いバスによる 旅客の運送	軽トラックによる貨物宅配便 (第一種利用運送業)
生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 路線バス	① 食品
	② 定期観光バス	②
	③	③

● 宿泊施設の場合

- ・ 施設の種類の分かるように、「旅館」、「ホテル」、「簡易宿泊所」、「カプセルホテル」、「ユースホステル」などと記入してください。
- ・ 民宿の場合は、営業許可の種類（旅館・ホテル・簡易宿泊所）を記入してください。
- ・ 民泊の場合、宿泊サービスを提供していることが分かるように記してください。また民泊の仲介、家主より委託されて管理を行っている場合は、その旨を記入してください。

主な事業の内容	ホテル	民宿（旅館）
生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 結婚式	① 宿泊
	② 宿泊	②
	③ レストラン	③

● 物品の修理を行っている場合

- ・ 何を修理しているかが分かるように記入してください。
- ・ 同種商品の販売を兼ねている場合は、その旨を記入してください。

主な事業の内容	自動車の整備・小売
生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 自動車の整備
	② 自動車の小売
	③

● 認定こども園の場合

- ・ **類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）**が分かるように記入してください。

主な事業の内容	幼保連携型認定こども園
生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 教育・保育・子育て支援
	②
	③

● 墓石の製造販売を行っている場合

- ・ 墓石の製造販売は卸売と小売の別がわかるように記入してください。

主な事業の内容	墓石の製造小売
生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 墓石の小売
	②
	③

● 設計業を行っている場合

- ・ 土木・建築の設計か、機械の設計か、何の設計を行っているかが分かるように記入してください。

主な事業の内容	建設設計監理業
生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 設計監理
	②
	③

業態コードについて

主な事業の内容が製造品の出荷・加工、卸売・小売、飲食サービス、建築の場合は、下表の「業態コード」から該当するものを**必ず2桁で記入**してください。

事業の内容	業態 コード	事業の業態
製造品の出荷・加工	01	主に製造して出荷又は卸売
	02	主に製造して通信販売・ネット販売等で小売
	03	主に他の業者から支給された原材料により製造・加工
卸 売	04	主に同一企業の他の事業所で製造・加工した物品を卸売
	05	主に他企業の事業所（下請先も含む）で生産・加工した物品を卸売
小 売	06	主に製造してその場所で小売
	07	主に他の事業所から仕入れた商品を店舗で小売
	08	主に仕入れた商品を店舗を持たずに通信販売・ネット販売・訪問販売等で小売
	09	主に調理済みの料理品を小売
飲 食 サ ー ビ ス	10	主に顧客の注文で調理する料理品を提供（配達を含む）
建 設	11	土木工事の施工額が、施工額全体の80%以上
	12	建築工事の施工額が、施工額全体の80%以上
	13	土木工事と建築工事の施工額がいずれも施工額全体の80%未満

産業区分の説明及び内容例示

A 農林業	動植物を飼育、栽培する事業、林木を育成、陸生動植物を採取する事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼育・栽培から製造加工販売まで一貫して行う事業も含まれます ○ 農業に直接関係するサービス業務も含まれます（庭園作り、花壇の手入れを行う場合も含まれます） ○ 林業に直接関係するサービス業務も含まれます（鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕を行う場合も含まれます） ○ もやし、かいわれ大根、きのこなどの工場栽培も含まれます × 他の事業所から購入した農・林産物を使用して製造・加工を行う事業 ⇒ 「E製造業」に該当します × 公衆道路、運動場などの土木事業を伴う公園造成 ⇒ 「D建設業」に該当します 	
B 漁業	水産動植物を採取、採捕する事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼育・繁殖から製造加工販売まで一貫して行う事業も含まれます ○ 漁業に直接関係するサービス業務も含まれます（漁業を行う事業所からの請負で網の設置、養殖場での餌まきなどを行う場合も含まれます） × 他の事業所から購入した水産物を使用して製造・加工を行っている場合 ⇒ 「E製造業」に該当します 	
C 鉱業	鉱物の掘採、採石、砂利を採取する事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉱物を探査するための地質調査や開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業も含まれます 	
D 建設業	建設工事を行う事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気工事、管工事など建築物の一部の設備を工事する事業も含まれます × 測量や、建設工事のコンサルタント、設計、監理を行う事業 ⇒ 「L専門・技術サービス」に該当します 	
E 製造業	製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造した製品を工場や建設業者、病院、ホテルといった産業用使用者へ、業務用に販売する場合や、同一企業の他の事業所に製品を引き渡す場合も含まれます ○ 他の事業所からの委託による賃加工も含まれます × 製造して、その場所で消費者に小売を行う事業 ⇒ 「I卸・小売」に該当します 	
F 電気・ガス・熱供給・水道	各資源エネルギーの供給を行う事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自家発電による電力販売を行う事業も含まれます × 電気製品、灯油、プロパンガスなどの販売を行う事業 ⇒ 「I卸・小売」に該当します 	
G 情報通信	情報の伝達、処理、提供などを行う事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ ソフトウェア業、映画・ビデオ・テレビ番組制作業、新聞社、出版社、広告制作業なども含まれます × 新聞、書籍等の印刷のみを行う事業 ⇒ 「E製造業」に該当します × 広告代理業 ⇒ 「L専門・技術サービス」に該当します 	
H 運輸業	旅客や貨物の運送を行う事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 物品を保管することを業とする倉庫業、運輸に係るサービス業も含まれます（こん包、運送業務の代理なども含まれます） × 運転代行 ⇒ 「N生活関連・娯楽」に該当します 	
I 卸・小売	購入した商品を別の業者に販売したり、商品を個人や家庭に販売する事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 主として業務用に使用される商品を販売する場合も含まれます（事務用機器・家具、建設材料などを販売） ○ 手数料を得て、他の事業所のために商品の売上の代理又は仲立を行う事業も含まれます ○ 製造して、その場所で消費者に小売をしている場合も含まれます ○ 同種の商品を販売・修理している場合も含まれます ○ 店舗を持たず、カタログ、新聞、インターネット等による通信販売を行う事業も含まれます × 同一の場所で製造して卸売を行う事業 ⇒ 「E製造業」に該当します × 自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売する事業 ⇒ 「E製造業」に該当します 	

第1面 [9] 欄「主な事業以外の事業収入の有無」について、主な事業以外に収入がある場合は、その事業の産業区分が下表のA～Rのいずれの産業に該当するかを確認します。

J 金融・保険	資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 質屋、貸金業及び保険媒介代理業なども含まれます 	
K 不動産・物品賃貸	土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業、物品を賃貸する事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産の取引の代理・仲介を行う事業、貸家業、駐車場業も含まれます × 建物の建設を自ら行い、分譲する事業 ⇒ 「D建設業」に該当します 	
L 専門・技術サービス	専門的な知識・技術を提供する事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所、土地家屋調査士事務所などの専門的な知識を提供する事業なども含まれます ○ デザイン業、獣医業、建築設計業、機械設計業、写真業、商業写真業、広告代理業なども含まれます × 広告制作業（印刷物、テレビコマーシャルなど） ⇒ 「G情報通信」に該当します × 写真現像業 ⇒ 「N生活関連・娯楽」に該当します 	
M 宿泊・飲食	宿泊場所を提供する事業、客の注文に応じ調理した飲食物品を、その場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院給食、施設給食、ケータリングサービスを行う事業も含まれます × 飲食物品を作り置きなどし、販売を行う事業 ⇒ 「I卸・小売」に該当します 	
N 生活関連・娯楽	個人を対象に日常生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ クリーニング業、理・美容業、浴場業、染物業、旅行業、冠婚葬祭業などのサービスを提供する事業も含まれます ○ フィットネスクラブ、ゴルフ練習場、マージャンクラブ、カラオケボックスなど娯楽あるいは余暇利用・スポーツに係る施設を提供する事業も含まれます 	
O 教育	学校教育や教養・技能などを教授する事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の補習教育を行う学習塾、教養・技能教授業（音楽、書道、生花、茶道、外国語会話、スポーツ、料理教室など）も含まれます × 乳児又は幼児を保育する保育所 ⇒ 「P医療・福祉」に該当します 	
P 医療・福祉	医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、歯科技工所なども含まれます ○ 乳児又は幼児を保育する保育所なども含まれます × 調剤薬局 ⇒ 「I卸・小売」に該当します × 獣医業 ⇒ 「L専門・技術サービス」に該当します 	
Q 郵便局受託業	日本郵便株式会社等からの委託を受けて、複合的に各種サービスを提供する事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 簡易郵便局及び郵便切手類販売所なども含まれます 	
R その他	他に当てはまらない営利事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理事業（ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など）、自動車整備事業、機械等修理事業（機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検業など）も含まれます ○ 職業紹介・労働者派遣事業、ポスティング、サンプル配布も含まれます ○ ビルなどの建物の清掃、保守、機器の運転、その他維持管理についてサービスを提供する事業も含まれます × 同種商品の販売・修理を行う事業 ⇒ 「I卸・小売」に該当します 	

ご回答いただきありがとうございました

調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、最後にもう一度、ご確認ください。

● 調査は法律に基づいて行われるもので、秘密は厳守されます ●

調査票に記入された内容は、「統計法」によって保護されます。

- ◆ 統計法では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務（第十三条）を、また、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務（第四十一条）を規定しています。さらに、これらに反したときには、罰則（第五十七条第一項第二号及び第六十一条第一号）が定められています。
- ◆ 回答内容は、統計法に定められている利用目的以外（例えば徴税資料など）に使用することは絶対にありません。
- ◆ 集められた調査票は、外部の目に触れないように厳重に管理し、集計が完了した後、溶解処分します。

● 調査票に関する照会について ●

ご提出いただいた調査票に記入漏れや不明な点があった場合は、個人企業経済調査・経済センサス - 活動調査実施事務局から、**後日、確認のお電話をさせていただく場合があります。**

● 国の統計調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください ●

- ◆ 個人企業経済調査及び経済センサス - 活動調査は、調査対象に対して、金銭を要求することや、銀行口座・クレジットカードの番号をお聞きすることは絶対にありません。
- ◆ 不審な訪問者・電話・電子メールなど、不審に思った際には、回答しないで、速やかに個人企業経済調査・経済センサス - 活動調査実施事務局までご連絡ください。

個人企業経済調査及び経済センサス - 活動調査に関する詳しい内容は、総務省統計局ホームページよりご覧いただけます。

○総務省統計局ホームページ

<https://www.stat.go.jp>

○個人企業経済調査ホームページ

<https://www.stat.go.jp/data/kojinke/index.html>

○経済センサス - 活動調査キャンペーンサイト

<https://www.e-census2026.go.jp>

個人企業経済調査

検索

経済センサス 2026

検索